

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(屋外広告物等表示等許可申請書)</p> <p>第2条 条例第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示等許可申請書<u>(様式第1号)</u>に次に掲げる書類（はり紙に係る許可申請書の場合には、意匠を示す図面）を添えて、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する地域又は場所を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(屋外広告物等表示等届出書)</p> <p>第2条の2 条例第5条第4項又は第6条第3項の規定に基づく届出は、屋外広告物等表示等届出書<u>(様式第1号の2)</u>により、前条各号に掲げる書類（はり紙に係る届出書の場合には、意匠を示す図面）を添えてしなければならない。</p> <p>(屋外広告物等表示等許可期間更新申請書)</p> <p>第7条 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の2週間前までに、屋外広告物等表示等許可期間更新申請書<u>(様式第2号)</u>に次に掲げる書類及び写真を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 屋外広告物等現況調書<u>(様式第2号の2)</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>(屋外広告物等表示等許可申請書)</p> <p>第2条 条例第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、<u>別に定める様式による</u>屋外広告物等表示等許可申請書に次に掲げる書類（はり紙に係る許可申請書の場合には、意匠を示す図面）を添えて、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する地域又は場所を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(屋外広告物等表示等届出書)</p> <p>第2条の2 条例第5条第4項又は第6条第3項の規定に基づく届出は、<u>別に定める様式による</u>屋外広告物等表示等届出書により、前条各号に掲げる書類（はり紙に係る届出書の場合には、意匠を示す図面）を添えてしなければならない。</p> <p>(屋外広告物等表示等許可期間更新申請書)</p> <p>第7条 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の2週間前までに、<u>別に定める様式による</u>屋外広告物等表示等許可期間更新申請書に次に掲げる書類及び写真を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>別に定める様式による</u>屋外広告物等現況調書</p> <p>(3) [略]</p>
2	<p>[略]</p> <p>(屋外広告物等変更等許可申請書)</p> <p>第8条 条例第9条第1項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更等許可申請書<u>(様式第3号)</u>に第2条第2号、第3号及び第5号に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(許可の表示)</p> <p>第10条 条例の規定による許可をしたときは、はり紙については許可印<u>(様式第4号)</u>又は打刻印<u>(様式第5号)</u>をし</p>	<p>[略]</p> <p>(屋外広告物等変更等許可申請書)</p> <p>第8条 条例第9条第1項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造の許可を受けようとする者は、<u>別に定める様式による</u>屋外広告物等変更等許可申請書に第2条第2号、第3号及び第5号に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。</p> <p>(許可の表示)</p> <p>第10条 条例の規定による許可をしたときは、はり紙については許可印<u>(様式第1号)</u>又は打刻印<u>(様式第2号)</u>をし</p>

、その他の広告物又は広告物を掲出する物件については許可済証票（様式第6号）を交付するものとする。

2 [略]

（承継の届出）

第11条 条例第11条第3項の規定による届出は、承継届出書（様式第7号）により、速やかにしなければならない。

（屋外広告物等滅失届出書）

第12条 条例第13条の2の規定による届出は、屋外広告物等滅失届出書（様式第8号）によりしなければならない。

（保管広告物等一覧簿の閲覧）

第14条 条例第15条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、保管広告物等を除却した場所を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センターにおいて、保管広告物等一覧簿（様式第9号）を閲覧に供することによるものとする。

2～6 [略]

（受領書の様式）

第16条 条例第15条の7の規則で定める様式は、様式第10号によるものとする。

（景観保全型広告整備地区における屋外広告物等表示等届出書）

第18条 条例第16条の5の規定による届出は、景観保全型広告整備地区における屋外広告物等表示等届出書（様式第11号）により、第2条各号に掲げる書類（はり紙に係る届出書の場合には、意匠を示す図面）を添えてしなければならない。

（屋外広告物等管理する者設置等届出書）

第22条 条例第16条の11第1項の規定による届出は、屋外広告物等管理する者設置等届出書（様式第12号）によりしなければならない。

（屋外広告物等表示する者等名称等変更届出書）

第23条 条例第16条の11第2項の規定による届出は、屋外広告物等表示する者等名称等変更届出書（様式第13号）によりなければならない。

（屋外広告業登録申請書）

第24条 条例第18条第1項に規定する申請書は、屋外広告業登録申請書（様式第14号）によるものとする。

2 条例第18条第2項に規定する書面は、誓約書（様式第15

、その他の広告物又は広告物を掲出する物件については許可済証票（様式第3号）を交付するものとする。

2 [略]

（承継の届出）

第11条 条例第11条第3項の規定による届出は、別に定める様式による承継届出書により、速やかにしなければならない。

（屋外広告物等滅失届出書）

第12条 条例第13条の2の規定による届出は、別に定める様式による屋外広告物等滅失届出書により、当該広告物又は広告物を掲出する物件が滅失したことを確認することができる写真を添えてしなければならない。

（保管広告物等一覧簿の閲覧）

第14条 条例第15条の3第2項の規定により閲覧に供する方法は、保管広告物等を除却した場所を所管する広域振興局土木部又は土木部土木センターにおいて、別に定める様式による保管広告物等一覧簿を閲覧に供することによるものとする。

2～6 [略]

（受領書の様式）

第16条 条例第15条の7の規則で定める様式は、様式第4号によるものとする。

（景観保全型広告整備地区における屋外広告物等表示等届出書）

第18条 条例第16条の5の規定による届出は、別に定める様式による景観保全型広告整備地区における屋外広告物等表示等届出書により、第2条各号に掲げる書類（はり紙に係る届出書の場合には、意匠を示す図面）を添えてしなければならない。

（屋外広告物等管理する者設置等届出書）

第22条 条例第16条の11第1項の規定による届出は、別に定める様式による屋外広告物等管理する者設置等届出書によりなければならない。

（屋外広告物等表示する者等名称等変更届出書）

第23条 条例第16条の11第2項の規定による届出は、別に定める様式による屋外広告物等表示する者等名称等変更届出書によりなければならない。

（屋外広告業登録申請書）

第24条 条例第18条第1項に規定する申請書は、別に定める様式による屋外広告業登録申請書によるものとする。

2 条例第18条第2項に規定する書面は、別に定める様式に

号)によるものとする。

3 [略]

4 前項第1号に規定する書面は、申請者の略歴書(様式第16号)によるものとする。

5 [略]

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第25条 条例第21条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第17号)により、次条第1項に規定する屋外広告業登録済証のほか、前条第2項から第4項までに規定する書類のうち変更のあった事項に関する書類を添えてしなければならない。

2 [略]

(屋外広告業登録済証)

第26条 知事は、条例第19条第1項の規定により登録をしたとき、又は条例第21条第2項の規定により登録事項の変更をしたときは、屋外広告業登録済証(様式第18号)を交付するものとする。

2 [略]

(屋外広告業廃止届出書)

第28条 条例第23条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃止届出書(様式第19号)により、屋外広告業登録済証を添えて知事に提出しなければならない。

(標識)

第29条 条例第25条の標識は、屋外広告業者登録票(様式第20号)によらなければならない。

2 [略]

(帳簿)

第30条 条例第26条の帳簿は、様式第21号ア又は様式第21号イによるものとする。

2・3 [略]

(講習会受講申請書)

第32条 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書(様式第22号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(講習会修了証明書)

第34条 知事は、講習会の課程を修了した者に対して講習会修了証明書(様式第23号)を交付するものとする。

(業務主任者となる資格を有する者等)

第35条 [略]

2 [略]

よる誓約書によるものとする。

3 [略]

4 前項第1号に規定する書面は、別に定める様式による申請者の略歴書によるものとする。

5 [略]

(屋外広告業登録事項変更届出書)

第25条 条例第21条第1項の規定による届出は、別に定める様式による屋外広告業登録事項変更届出書により、次条第1項に規定する屋外広告業登録済証のほか、前条第2項から第4項までに規定する書類のうち変更のあった事項に関する書類を添えてしなければならない。

2 [略]

(屋外広告業登録済証)

第26条 知事は、条例第19条第1項の規定により登録をしたとき、又は条例第21条第2項の規定により登録事項の変更をしたときは、屋外広告業登録済証(様式第5号)を交付するものとする。

2 [略]

(屋外広告業廃止届出書)

第28条 条例第23条第1項の規定による届出は、別に定める様式による屋外広告業廃止届出書により、屋外広告業登録済証を添えて知事に提出しなければならない。

(標識)

第29条 条例第25条の標識は、屋外広告業者登録票(様式第6号)によらなければならない。

2 [略]

(帳簿)

第30条 条例第26条の帳簿は、別に定める様式によるものとする。

2・3 [略]

(講習会受講申請書)

第32条 講習会を受講しようとする者は、別に定める様式による屋外広告物講習会受講申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(講習会修了証明書)

第34条 知事は、講習会の課程を修了した者に対して講習会修了証明書(様式第7号)を交付するものとする。

(業務主任者となる資格を有する者等)

第35条 [略]

2 [略]

<p>3 前項の認定を受けようとする者は、認定申請書（<u>様式第24号</u>）に履歴書及び前項第1号に掲げる要件に該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、第2項の認定をしたときは、認定書（<u>様式第25号</u>）を交付するものとする。</p> <p>5 [略]</p>	<p>3 前項の認定を受けようとする者は、<u>別に定める様式による</u>認定申請書に履歴書及び前項第1号に掲げる要件に該当することを証する書面を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>4 知事は、第2項の認定をしたときは、認定書（<u>様式第8号</u>）を交付するものとする。</p> <p>5 [略]</p>
<p>2 (定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第1種特別市街地景観地区 特別地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区若しくは伝統的建造物群保存地区又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域に該当するものをいう。</p> <p>(8)・(9) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 第1種特別市街地景観地区 特別地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、<u>田園住居地域</u>、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区若しくは伝統的建造物群保存地区又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域に該当するものをいう。</p> <p>(8)・(9) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号から様式第3号までを削り、様式第4号を様式第1号とし、様式第5号を様式第2号とし、様式第6号を様式第3号とし、様式第7号から様式第9号までを削り、様式第10号を様式第4号とし、様式第11号から様式第17号までを削り、様式第18号を様式第5号とし、様式第19号を削り、様式第20号を様式第6号とし、様式第21号アから様式第22号までを削り、様式第23号を様式第7号とし、様式第24号を削り、様式第25号を様式第8号とする。

附 則

- この規則は、平成30年7月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分、様式第1号から様式第3号までを削り、様式第4号を様式第1号とし、様式第5号を様式第2号とし、様式第6号を様式第3号とし、様式第7号から様式第9号までを削り、様式第10号を様式第4号とし、様式第11号から様式第17号までを削り、様式第18号を様式第5号とし、様式第19号を削り、様式第20号を様式第6号とし、様式第21号アから様式第22号までを削り、様式第23号を様式第7号とし、様式第24号を削り、様式第25号を様式第8号とする改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- この規則（表2の項の改正部分を除く。以下同じ。）による改正後の屋外広告物条例施行規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、作成し、又は閲覧に供する申請書等、帳簿又は一覧簿について適用し、同日前に提出し、作成し、又は閲覧に供した申請書等、帳簿又は一覧簿については、なお従前の例による。